温海川発電所の売電に係る仕様書

１　適　　用

この仕様書は、山形県企業局（以下「企業局」という。）が所有する温海川発電所で発電する電力の売電に適用する。

２　業務の内容

（１）概要

企業局は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、本発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力を買受人に売電するものとする。

本発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。本発電所の売電は、再エネ特措法第 18 条第１項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給により行うものである。

また、買受人は、企画提案した「非化石価値の活用（提案があった場合）」、「地域への貢献・還元事業」及び「企業局事業の推進（提案があった場合）」への取組み（以下「非化石価値活用事業等」という。）を行うものとする。

（２）対象発電所

表１　対象発電所

電源	発電所名	所在地	最大出力 (ｷﾛﾜｯﾄ)
水力	温海川発電所	山形県鶴岡市一霞字布滝	1,000

（３）売電期間

令和９年４月１日　０時 から 令和 12 年３月 31 日 24 時 まで

（４）受給電力量

① 実際の売電にあっては、企業局が買受人に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が予定売電電力量と比較して増減がある場合でも買受人はその全量を購入するものとする。

② 本発電所の予定売電電力量を表２に、本発電所の月別予定売電電力量を別表１に示す。ただし、本発電所は、水力発電であることから気象状況等により受給電力量が変動するため、予定売電電力量を保証するものではない。

なお、参考として、過去 10 年間の本発電所の月別売電電力量の実績を別表２に示す。

表２　予定売電電力量　　kWh

発電所名	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
温海川発電所	5,010,000	5,011,000	4,870,000

（５）発電予想

企業局は、原則として、毎日の発電予想電力（以下「発電パターン」という。）を前日（９時頃）までに通知する。通知方法等については、企業局と買受人との協議により別途覚書に定め、買受人の都合による発電パターンの変更は原則として認めない。

表３　発電予想の通知

通知の内容	各発電所の翌日の発電パターン（ﾒｶﾞﾜｯﾄ時）
通知の期限	前日の午前９時頃まで（協議により決定する。）

（６）発電の停止又は制限

企業局は、発電パターンの通知以降において、河川流入の状況及び次の事由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更することができるものとする。なお、企業

局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。

① 発電所の設備の故障
② 災害等の発生又はそのおそれがある場合
③ ダム管理者及び河川の利水者等（土地改良区など）からの要請
④ 送電線、配電線の停止等に起因する送配電事業者からの要請
⑤ 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
⑥ 電力広域的運営推進機関の指示等
⑦ その他保安上の必要がある場合

（７）設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、設備の不具合等により、緊急に点検等を実施する必要がある場合には、発電停止と同時に通知することができるものとする。なお、企業局は、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

３　電力量料金

（１）電力量料金の算定

買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、原則として当該月の受給電力量に契約単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

電力量料金＝当該月の受給電力量×契約単価＋消費税等相当額

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

（２）電力量料金の支払い

原則として、企業局は（１）により算定した電力量料金を検針日の翌月の 10 日までに買受人に請求し、買受人は、同月末日（以下「支払期日」という。）までに企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払うものとする。

４　その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結しなければならない。

（２）取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により発電所内に設置した取引用計量器から通信線を設ける場合、あるいは計量器等を設ける場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、契約期間満了後又は必要がなくなった場合は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

（３）契約期間満了時における引継事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

（４）守秘義務

買受人は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第

三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

（５）インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

（６）電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては買受人が行うものとする。

（７）需給運用に関する覚書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた覚書を双方協議して作成するものとする。

（８）販売計画及び非化石価値活用事業等の計画

買受人は、企業局から購入した電力の販売及び非化石価値活用事業等を実施するにあたり、企業局と協議を行い、実施計画書を作成するものとする。

なお、作成した実施計画書に変更が生じた場合は、企業局と協議のうえ変更計画書を作成するものとする。

（９）販売実績及び非化石価値活用事業等の実績報告

① 販売実績

売電期間中の各月の電気の販売実績について、速やかに企業局に提出するものとする。

② 非化石価値活用事業等の実績

買受人は、非化石価値活用事業等について、記載内容、提出期限等を企業局と協議のうえ、実施状況を報告するものとする。

なお、企業局から求めがあった場合は、その都度提出するものとする。

別表１

温海川発電所月別予定売電電力量

単位:kWh

月	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4	679,000	679,000	679,000
5	486,000	486,000	486,000
6	218,000	218,000	218,000
7	347,000	347,000	347,000
8	280,000	280,000	280,000
9	279,000	279,000	212,000
上期計	2,289,000	2,289,000	2,222,000
10	298,000	299,000	299,000
11	519,000	519,000	445,000
12	614,000	614,000	614,000
1	406,000	406,000	406,000
2	318,000	318,000	318,000
3	566,000	566,000	566,000
下期計	2,721,000	2,722,000	2,648,000
年度計	5,010,000	5,011,000	4,870,000

※　送配電事業者の作業停電は含まれていません。

別表２

過去 10 年間の温海川発電所月別売電電力量の実績

単位:kWh

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4	648,100	682,400	690,600	664,640	599,430
5	366,300	499,800	562,000	392,620	237,690
6	90,900	308,500	221,800	306,570	103,390
7	255,400	536,000	197,400	303,050	561,780
8	220,300	258,800	371,000	170,910	446,530
9	184,300	115,400	464,800	158,820	362,780
上期計	1,765,300	2,400,900	2,507,600	1,996,610	2,311,600
10	249,700	0	290,750	357,090	246,560
11	461,700	16,900	486,700	421,440	387,440
12	639,100	661,800	656,890	666,100	578,000
1	392,600	487,000	309,540	550,680	369,420
2	408,900	209,300	419,740	570,930	558,100
3	547,000	679,300	665,300	675,300	705,550
下期計	2,699,000	2,054,300	2,828,920	3,241,540	2,845,070
年度計	4,464,300	4,455,200	5,336,520	5,238,150	5,156,670

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4	645,575	683,736	667,953	620,360	681,601
5	517,076	397,976	433,847	242,263	473,115
6	234,403	190,871	191,902	214,426	185,915
7	224,071	209,072	409,190	639,750	64,397
8	247,089	472,866	115,115	250,379	285,580
9	151,418	270,748	90,055	397,056	536,536
上期計	2,019,632	2,225,269	1,908,062	2,364,234	2,227,144
10	387,738	320,216	488,297	204,842	582,717
11	441,141	375,124	525,964	358,613	596,169
12	687,741	688,718	680,670	586,024	685,963
1	312,604	501,689	640,699	457,679	568,679
2	137,524	304,434	451,147	277,899	473,510
3	567,540	684,626	526,100	661,367	653,082
下期計	2,534,288	2,874,807	3,312,877	2,546,424	3,560,120
年度計	4,553,920	5,100,076	5,220,939	4,910,658	5,787,264